

★ 広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則（規則第四十一号）（  
税務課）

一 改正の要旨

- 1 地方税法等の改正に伴い、県民税に関する規定及び電子計算機を使用して作成する  
地方税関係帳簿の保存方法等について、必要な改正を行った。
- (1) 平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき利子等に係る利子割の納税義務者  
から法人を除外することに伴い、必要な規定の整備を行った。
- (2) 電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿の保存方法等について、必要な規  
定の整備を行った。

二 施行期日

- 1 一 1 の改正は、平成二十八年一月一日
- 2 一 2 の改正は、平成二十五年七月八日